

開発行為許可申請書の添付書類

R8.4

その一(書類)

書	類 名	様 式	内 容	摘 要
1	許可申請書	省令別記様式第二	正副 2 部	開発区域の名称欄内に開発区域に含まれるすべての土地の所在及び地番を記入しきれない場合は、別紙に記載のうえ、割印をして添付
2	手数料	納入通知書及び領収書 (市発行のもの)	野田市手数料条例(昭和 51 年野田市条例第 4 号)別表に定める手数料に相当する金額を現金で納入すること	
3	設計説明書 (その一) 設計の概要	市規則別記第 1 号様式 その 1	設計の方針、土地の現況、土地利用計画、公共施設整備計画、公共施設の面積等を記載	公簿面積と実測面積の異なる場合は、土地の現況を公簿、土地利用計画を実測により記入し、それぞれに(公簿)、(実測)とを表示
4	設計説明書 (その二) 公共施設の 管理者等に 関する事項	市規則別記第 1 号様式 その 2	○公共施設の種別ごとに番号を付し、公共施設の次に公益施設を記載 ○摘要欄には新設、付け替え、拡張の別を記載	自己居住用住宅は原則不要 (省令第 16 条第 2 項、第 3 項)
5	資金計画書	省令別紙様式第三	1. 収支計画 2. 年度別資金計画	自己居住用住宅は原則不要 ※ (省令第 15 条、第 16 条第 5 項)
6	資金計画書の 添付書類		1. 工事施行者が発行する工事費の見積書 2. 自己資金又は借入金の調達が可能であることを証する書類 (市規則第 2 条第 5 項)	自己居住用住宅は原則不要 ※
7	開発行為施行同意書	市規則第 2 号様式	開発区域内の土地又は工作物の所有者、仮登記権者、抵当権者の同意書に当該同意をした者の印鑑登録証明書を添付(印鑑証明書は各 1 部を申請書正本に添付し、写しを副本に添付) (市規則第 2 条第 7 項)	○隣接地の所有者の同意には、印鑑証明書は不要 ○摘要欄に申請地及び隣接地記入
8	公共施設管理者同意書	様式自由	開発行為に関係がある公共施設の管理者(道路、水路等で財産権を有する者)の同意 例・排水流末管理者	○土木工事許可又は占用許可等が必要な場合は当該許可書の写しを申請書に添付 ○同意書には同意内容を具体的に明示
9	公共施設管理者協議書	様式自由	開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者との協議の経過を示す書類または図書	○公益施設についても併せて協議されていること ○協議事項は具体的に(面積等)表示すること

書	類	名	様	式	内	容	摘	要
10	申請者の資力 及び信用に関 する書類	法人の場合			1. 法人の登記簿謄本 2. 前年度の財務諸表 3. 法人税に関する納税証明書 4. 事業経歴書		自己居住用住宅又は自己業務用 (1ヘクタール未満)の開発行為に あつては、2, 3, 4は原則不要 ※ (市規則第2条第2項)	
		個人の場合			1. 住民票の写し 2. 前年度の所得税に関する納税 証明書			
11	工事施工者の 能力に関する 書類	法人の場合			1. 法人の登記簿謄本 2. 工事経歴書 3. 建設業許可証明書		自己居住用住宅の建築が目的の開発 行為にあつては、2, 3は原則不要 ※ (市規則第2条第3項)	
		個人の場合			1. 住民票の写し 2. 工事経歴書 3. 建設業許可証明書			
12	設計者の資格を 証する書類(開 発行為に関する 工事設計者の 資格申告書)	市規則別記第3号 様式		資格、免許等の申告事項を証する 書類(卒業証明書、合格書の写し 等)を添付		1ヘクタール未満の開発行為にあつて は、申告事項を証する書面の添付は 不要 (市規則第2条第8項)		
13	給水に関する 書類			公営水道により給水される場合には 申込申請書(受付印のあるもの)の 写しを添付		○自己居住用住宅の建築が目的の開 発行為にあつては添付不要 ○(給水協議書)		
14	土地の登記簿 の全部事項証 明書			開発区域に含まれる土地及び当該 開発行為の区域外工事に関する 土地の登記簿謄本		(市規則第2条第1項第2号)		
15	建物の登記簿 の全部事項証 明書					(市規則第2条第1項第3号)		
16	その他市長が必要と認める書類							

その二(図面)(注)設計図には、設計者の記入をしなければならない。

図	面	の	種	類	明	示	す	べ	き	事	項	縮	尺	摘	要
1	開発区域 位置図				開発区域の位置							1/25,000 又は 1/10,000		都市計画図を使用 (省令第17条第2項)	
2	開発区域 区域図				開発区域並びにその区域を明らかに 表示する必要な範囲内において都道 府県界、市町村界、字界、都市計画 区域並びに土地の地番及び形状							1/2,500		都市計画図を使用 (省令第17条第3項) (市規則第2条第6項)	
3	公図写し				開発区域内の地番を表示し、区域の 境界を明示しているもの (不動産登記法第17条の地図の写し)							1/500 又は 1/600		申請地と隣地の所有者の住所 氏名、転写内容記入 (市規則第2条第1項1号)	
4	現況図				地形、開発区域の境界、開発区域及び 開発区域の周辺の公共施設等							1/1,000		(省令第16条第4項)	

図面の種類		明示すべき事項	縮尺	備考
5	土地利用計画図	開発区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物の敷地の形状、敷地に係る予定建築物等の用途並びに公益的施設の位置等	1/1,000 以上	○利用種別ごとに色分けをすること ○街区設定(計画宅地面積)計画図 (省令第 16 条第 4 項)
6	造成計画平面図	開発区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分、がけ(地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のものをいう)又は擁壁の位置並びに道路の位置、形状、幅員及び勾配、宅地の現況・計画地盤高、面積	1/1,000 以上	○盛土、切土を色分けすること ○(宅地造成平面図、道路計画平面図) ○擁壁・土留は種類ごとに着色するか番号をふり、構造図及び展開図と対応させること (省令第 16 条第 4 項)
7	造成計画図 断面図	切土又は盛土をする前後の地盤面(色分けすること。)	1/1,000 以上	○断面箇所は造成平面図に記入すること ○(宅地横断面図、道路縦断面図) (省令第 16 条第 4 項)
	道路縦横断面図	各路線ごとの断面を示すもの、また、横断面については各幅員ごとの標準断面を示したもの(寸法を記入すること。)	任意	
8	開発区域 求積図		1/500 以上	(市規則第 2 条第 1 項第 5 号)
9	排水施設 計画平面図	排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称(区域外排水も含めその接続状況を明示すること。)	1/500 以上	排水計画の算定資料を提出すること(雨、汚水の流量計算書等) (省令第 16 条第 4 項)
	排水関係縦断面図	各排水系統ごとの縦断を示すもので、マンホールの位置、勾配、計画高、土かぶり高等を表示したもの	1/500 以上	
	排水流末系統図			都市計画図を使用
	排水施設構造図及び施工図		1/50 以上	
10	給水施設計画平面図	給水施設の位置、形状、内のり寸法及び取水方法並びに消火栓の位置	1/500 以上	○排水施設計画平面図にまとめて図示してもよい ○(給水配管平面図、給水施設平面図、消防水利平面図) (省令第 16 条第 4 項)

図面の種類		明示すべき事項	縮尺	摘要
11	がけの断面図	がけの高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、切土又は盛土をする前の地盤面並びにがけ面の保護の方法	1/50 以上	○切土をした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超えるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが1メートルを超えるがけ又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超えるがけについて作成すること ○擁壁でおおわれてるがけ面については土質に関する事項は示すことを要しない。 ○（防災計画平面図、土質分類図） （省令第16条第4項）
12	公園緑地計画平面図		1/500 以上	
13	公園施設構造図		1/50 以上	
14	擁壁・土留の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込コンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎杭の位置、材料及び寸法を記載	1/50 以上	○（擁壁構造図、構造計算書） ○土圧1メートル未満は不要 （省令第16条第4項）
15	消防水利平面図	消防水利の種類別（貯水槽、消火栓）、位置を表示	1/1,000 以上	自己居住用住宅は不要
16	各種構造図	貯水槽、排水施設、給水施設、道路等の各構造を図示したもので、寸法、材料等を記入すること	1/50 以上	ゴミ置場も添付
17	予定建築物の配置図・平面図・立面図	建築確認申請に添付するものに準ずる。 （各階平面図、2面以上の立面図）		市街化区域における戸建住宅のための開発行為は除く
18	区域外公共施設整備位置及び施行図			
19	その他市長が必要と認める図面			

※分譲系の開発の場合は宅地境界杭と公共用地境界杭は兼用させないこと。

※公共用地の境界についてはコンクリート杭を使用すること。

※正本1部（野田市審査分）、副本1部（本人返却分）

※申請書に添付する書類及び図面は、正本のみ原本とし副本についてはコピーでも可としますが、後に必要なとなる原本等は副本（本人返却分）に添付してください。

※5、6、10、11の原則不要書類について、盛土規制法に該当する場合は必要になります。